

2023/02/05 全保連全国幹事会

「不適切保育」問題を どうとらえるか

大宮勇雄

1 「不適切保育」問題とは

○静岡県裾野市の私立保育園

- ・1歳児クラスを担当する3名の保育者が暴行容疑で逮捕
- ・少なくとも15回の暴行・虐待行為（6－8月頃）：A常勤保育士・クラス責任者、B非常勤保育士、C派遣保育士
- ・内部から市へ通報 職員全員に誓約書 園長犯人隠避容疑

○「不適切保育」の発生・報道が相次ぐ

これまでの事例（園バス置き去り、ハラスメントなど）も
改めて「不適切保育」として括られ報道

○厚労省

令和2年に「不適切保育の調査報告書」

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更: 標準 大 特大 🔍 調べたい箇所を入力してください 🔍 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム 政策について 分野別の政策一覧 子ども・子育て 子ども・子育て支援 保育関係 不適切保育に関する対応についての調査研究について

「不適切保育に関する対応についての調査研究」について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、(中略)当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれています。

今般、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切な保育に関する対応について」(実施主体 株式会社キャンサースキャン)において、保育所内での不適切保育等を防止するための方策や発生したときの対応についての手引きの作成及び保育所内での不適切保育等に対する都道府県及び市区町村の対応等に関する実態調査を行いました。

本調査研究事業の結果について下記URLに掲載されておりますのでお知らせいたします。

また、厚生労働省にて本調査研究の概要資料を作成しましたのでこちらも併せて周知をお願いします。

○「不適切な保育に関する対応について」(実施主体 株式会社キャンサースキャン)
・(報告書) <https://cancerscan.jp/research/80/>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

不適切な保育に関する対応について
事業報告書

令和3年3月

株式会社キャンサースキャン

2 「不適切保育」とは（厚労省）

○「不適切な保育に関する対応について 事業報告書」
（株式会社キャンサースキャン R3.3）：

不適切な保育やそれに類する事例の報告・報道が相次ぐ
未然防止策や発生時の適切な対応の検討必要

○定義：

保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、
保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点
に照らし、改善を要すると判断される行為

○具体的な行動類型

- ①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③罰を与える・乱暴な関わり
- ④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤差別的な関わり

○背景：保育者の認識と職場環境の問題

1 認識の問題

保育士一人一人の、子どもの人権や人格尊重に関する理解が十分でないなどにより、本人は問題ないと捉えている行動が、不適切な保育に該当することがある。また、かつては特段問題とは認識されていなかった行為であっても、子どもの最善の利益の尊重という考えの定着により、慎重な対応が求められるようになっているものもある

2 職場環境の問題

保育士による不適切な子どもへの関わりが生じる背景としては、その行為を誘発する状況や、そうした行為が改善されにくい状況等、職場環境の問題も大きいと考えられる

職場環境の問題と、それによって生じ得る不適切な保育等の弊害の例：

1) 保育士が余裕を持って保育にのぞめない：

＊時間的な切迫や気持ちの焦りなどから、保育士本人も「本来であればそうあるべきではない」と感じている子どもとの関わり（例えば、大きな声を出してしまうなど）を行ってしまう。

＊同僚の保育士も、自分が担当する子どもを保育することにかかりきりになり、他の保育士が行う保育の不適切さを指摘する等のフォローができない。

2) 日々の保育を職場全体として振り返る体制が整っていない：

＊適切でないと考えられる関わりを保育士が行った際に、他の保育士が個別に指摘することは難しく、早い段階での改善の機会が失われ、不適切な関わりが繰り返されるおそれがある。

3) 保育士が一人きりで保育を任されている状況が多いなど物理的な環境の問題がある：

不適切な保育が生じやすく、また、そうした行為が行われても他の保育士により発見されにくいため、行為を行った保育士本人も改善の機会を逸してしまう

こうした職場環境の問題は、保育士個人による改善は難しく、施設長や法人の管理責任者による組織全体としての対策が必要となる。不適切な保育が生じにくい職場環境を整備することは、施設長及び法人の管理責任者の責務である

不適切な保育は園だけの責任なのか？

○未然防止

1) 保育所の役割：保育の提供主体として

- ① 保育士に対し、子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして適切な保育についての教育・研修を行うこと
- ② 第三者評価や公開保育等を活用し、日々の保育の在り方に関する保育士の気づきを促すこと
- ③ 保育の計画の作成や振り返りに当たっては、不適切な保育が生じないように配慮すること
- ④ 不適切な保育が生じないような職場環境を整備すること（不適切な保育防止の担当者の設置や、不適切な行為が疑われる場合の報告プロセスの整備等）
- ⑤ 不適切な保育が生じないような職員体制の整備を行うこと（保育士が余裕を持って子どもと向き合える職員体制の整備等）

これができないからみんな苦労している

2) 市区町村の役割：保育の実施主体として

- ① 保育所保育指針等の関係法令を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方を都道府県と連携して整理すること
- ② 都道府県と連携し、子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方の周知や、保育現場で活用できるチェックリストやガイドライン等の配布、研修実施等により保育所を支援すること
- ③ 各保育所において適切な保育が実現されているか、保育所に対して助言・指導を行うこと

国の責任・役割は書かれていない

3 私たちとしてどうとらえ、取り組むか

1) 制度・条件と切り離せない問題としてとらえる

* 国や自治体の責任は、研修やマニュアル作り、発生時の対応にとどまるものではなく、絶対になくすためにただちに条件改善をすべき

* この間の私たちの運動はますます重要。メディアも注目、国会質疑でも取り上げられた。政府にプレッシャーを与え始めている。

不適切保育の問題は制度条件と切り離せないことをはっきりさせる。報告書では実質的には制度の問題なのに職場の問題として国の保育政策にはふれていない。報告書に出てくることだけに留まるのではなく、絶対になくすために直ちに条件改善しなければいけない、そういう世論にしていかなないと、曖昧になる。

これまでの私たちの運動は重要で、メディアも配置基準の問題と一緒に取り上げてるし、国会の質問でも取り上げられている。

不適切保育の問題とつなげながら制度条件の問題が一番根本だということをはっきりさせることがますます大事。

個人的な愚行ととらえるのではなく、誰もが直面する問題

2) 「不適切保育」を非常識・非専門的愚行としてとらえるのではなく、適切な保育の中で**誰もが直面する「感情的な行き詰まり」**の問題としてとらえる

* 他国の保育指針では、子どもに対する悪感情が抑えきれなくなった場面では、**他の保育者に代わってもらいなさい**というアドバイスが載っている

* 感情のこじれを伴うような保育の行き詰まりは、制度条件が改善されたとしても生じうる。しかしわが国の現状では、行き詰まりから、ハラスメントが繰り返される悪循環が容易に生じてしまう。

* 裾野市の事例でも、長期間にわたって子どもの安全や安心が脅かされる状態が続いた。チームで保育していても、不適切な保育をやめさせられなかった。そこに存在するのは、職員間のある固定的な上下関係ー非常勤職員が主導したと言われるように、必ずしも形式的な属性で決まるものではなく、保育における「有能さ」や「権威」とかかわってきまる一である。

* 職場づくり、職場の民主主義（その人の経験や有能さにかかわらずすべての人の意見を等しく尊重し耳を傾ける）、保育者の専門的成長にむけての相互援助などが、もっとも根本にある問題ではないか。

今の制度条件は妨げになっている

3) 未然防止に関わる**園の責任**については、「不適切保育」を、保育者と一人一人の子どもとの相互理解・安心を形作る**プロセスの中に生じうる事態**として位置づけ、保育の行き詰まりの解決に向けての話し合い・相互援助を基本とする。

* 職場・園の責任を、「不適切保育」の発見（気づき）と抑圧とするのでは、保育者が追い詰められたり、萎縮することもあり得る。**根本には制度的条件の問題があるのであり、保育者個人の意識や専門性の問題も、それとの関連で生じているもの。**

適切な保育の中に不適切な保育がまじっている
そういう問題ではないのではない

4) 保護者との関係では、「不適切保育」を園全体での取り組みで解決する姿勢を明確にする

* 「不適切保育」という問題の切り取り方は、保護者との信頼関係を作る上で妨げになりやすいのではないか 「不適切保育」を個々人の失敗や悪意に還元する見方を乗り越えて、**ふだんから失敗や反省から学ぶ関係をつくる**

問題が起きたときにどう向き合うかは新たな課題…